監査公表第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(公民館現地監査) の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年10月 1 日

 敦賀市監査委員
 安
 久
 彰

 同
 橋
 本
 幸
 夫

平成26年度定期監査(公民館現地監査)に係る結果報告

1 監査の実施日

平成26年8月8日(金)

2 監査の対象

東浦公民館、東郷公民館及び中郷公民館における平成25年度の現金の取扱い 状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各公民館における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各公民館における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正 に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じ られたい。

(1) 公金の取扱について

公金については、公金のみの保管をするとともに速やかな納付に努められたい。 また、公衆電話などの利用料金は、随時確認し納付していただきたい。

(2) 施設使用料の減免について

減免については、申請書に統一減免基準の該当する号及び金額を記入するとともに、毎月の表を作成し施設使用料及び減免額を含めた総額を把握していただきたい。

(3) 申請書の受理について

使用申請書には、受付印を必ず押すようにしていただきたい。

(4) 公民館運営審議会について

公民館運営審議会については、質疑応答の経過が分かるように議事録を作成していただきたい。

(5) 外郭団体の会計年度の取り扱いについて

外郭団体の会計処理については、会計年度に応じた処理をするよう指導してい ただきたい。

(6) 備品台帳の整理について

備品台帳については、公民館新築時以前の引続き使用している備品について全てを記入し、現実と合うように台帳を整備していただきたい。

また、年数を経過し能力を果たさない物については廃棄処分し、台帳から削除していただきたい。

消耗品関係については、特に問題がありませんが、消耗品のようなものが備品台帳に見受けられるので、主管課で統一をお願いしたい。